

台風23号災害情報

洲本市災害対策本部 (☎22-3321)

罹(り)災証明の発行

◆罹災証明とは

地震や風水害などの災害により家屋、車などに被害を受けた人が保険金の請求、税の減免申請、融資などの手続きで必要な場合に罹災証明を発行します(無料)。

◆**ところ** 市役所1階コンコース

◆**時間** 午前9時～午後6時
(休日も受け付けています)

◆**必要なもの** ▷印鑑 ▷車などの場合は被害箇所の写真、車検証、または納税証明書の写し

◆**申請期限** 罹災証明書の発行期限はありません。現在、窓口は大変込み合っています。添付書類として、必要になってから申請してください。

◆**第2次調査** 現在、床上浸水になった住家について、第2次調査を実施しています。この結果により全壊、大規模半壊、半壊の認定となった住家については、あらためて罹災証明書を発行する予定です。

貸付制度の受付・相談

台風23号に関連する各種貸付金の受付窓口を設置しています。

◆**ところ** 洲本市民会館

◆**時間** 午前9時～午後6時
(休日も受け付けています)

貸付金の制度は次のとおりです。

被災者生活復興資金

洲本市健康福祉館介護福祉課 ☎22-9333

◆**対象者**

▷本年の台風第16号、18号、21号、23号で住宅に全壊、半壊、床上浸水以上、または自家用自動車の被害を受けた人。

▷年齢が満20歳以上。

▷世帯主か生計維持者で、前年総所得額が730万円以下の人。

◆資金使途

▷自家用自動車の修理、買換え

▷居住箇所の補修

▷家具や家庭用電気製品などの生活必需品の修理、買換え(ただし自動車のみの被害は自動車の修理などにしか使えません。)

◆**融資額** 300万円以内

◆**利率** 無利子(県と市が負担します)

◆**申込期間** 平成17年1月31日まで。

◆**償還期間** 5年以内

◆必要なもの

▷罹(り)災証明書

▷印鑑

▷見積書(家屋の補修または自家用自動車の修理、買換え)

◆取扱金融機関

▷淡路信用金庫 ▷淡陽信用組合 ▷日の出農業協同組合 ほか

災害援護資金

洲本市健康福祉館介護福祉課 ☎22-9333

◆対象者

台風23号により負傷、住居や家財に被害を受けた人(所得制限があります)

家財の3分の1以上が損害を受けた世帯
住居が全・半壊、流出した世帯

◆貸付限度額

150万円～350万円
(被害の程度で異なります)

◆償還方法など

- ▷償還期間 10年（据置期間3年）
- ▷利率 3%
- ▷連帯保証人1人が必要です

生活福祉資金

洲本市社会福祉協議会 ☎26-0022

◆対象者

災害を受けた低所得世帯

◆貸付額 150万円以内

◆償還期間 7年以内

- ▶受付や相談は、洲本市社会福祉協議会（☎26-0022）へ。

相談コーナーの設置

台風23号に関する各種相談コーナーが設置されます。

中小企業の融資相談

洲本商工会議所では、中小企業の特別相談窓口を開設しています。

- ▶詳しくは、同会議所（☎22-2571）へ。

住宅復興相談コーナー

住宅や宅地相談、公庫融資相談を受け付けます。

- ◆とき 11月30日までの午前10時～午後5時まで（休日も実施）
- ◆ところ 淡路県民局4階会議室
- ▶詳しくは、淡路県民局県土整備部（☎26-3246）へ。

特別総合行政相談所

税の減免や水没自動車の登録抹消など、行政の総合相談窓口を開設します。

- ◆とき 11月18日（木）、午前10時30分～午後3時30分
- ◆ところ 洲本市民会館

家屋の修繕などの相談窓口

被災した家屋の修繕、畳の新調、クロスの張替え、屋根のかけ直しなどの相談は、兵庫県土建一般労働組合淡路支部（☎22-0929）へ。（平日午前9時～午後5時）

税などの減免、納期延期

市税などの減免

市役所1階税務課 ☎22-3321

◆減免対象となる税目（未到来納期分に限ります。）

- ▷個人市県民税
- ▷固定資産税・都市計画税
- ▷国民健康保険税
- ▷介護保険料
- ・すでに全期前納している人や個人市県民税が給与天引きされている人、退職一括徴収されている人も対象です。

◆減免対象となる基準

- 〔税（料）目により内容が異なります〕
- ▷床上浸水以上の被害（半壊などを含む）
- ▷介護保険料については、半壊以上の被害

◆減免申請方法

- ▷受付場所 市役所1階コンコース
- ▷受付期間 11月10日～11月22日までの午前9時～午後6時（土、日も受け付けます）
- ▷必要なもの 印鑑・罹災証明書（コピー可）
ただし、固定資産税については、各所在地ごとに必要です。
- ▷郵送による申請 窓口に来られない場合、郵送による申請も受け付けます。
- ▷減免の決定には市役所の罹災証明が必要です。減免申請の際には、必ず罹災証明書の申請をしてください。
- ▷災害減免の決定結果は、順次お知らせします。

市税などの納期延長

市県民税、国民健康保険税、介護保険料の納期を11月1日から11月30日までに延長します。

国民年金保険料の免除

市役所1階市民課 ☎22-3321

住宅や家財が被害（財産の2分の1以上）を受けた場合、保険料の免除が受けられます。申請には、罹（り）災証明書（コピー可）が必要です。

全・半壊の場合は罹災証明書を、床上浸水の場合は、罹災証明書と申立書が必要です。

また、床下浸水の場合も免除に該当する場合がありますので、市民課へお問い合わせください。申請期限は11月末日までです。

ケーブルテレビ使用料の減免制度など

市役所2階 情報政策課 ☎22-3321

◆ケーブルテレビ使用料減免

全・半壊、床上浸水以上の被害を受けた世帯は3か月全額免除になります。

◆インターネット休止届制度

全・半壊、床上浸水以上の被害を受けた世帯のインターネット休止届けを受理します。

ごみの収集

災害ごみの収集

市役所1階環境整備課 ☎22-3321

災害ごみの収集については、11月1日から収集体制を縮小しています。災害ごみを出す場合は11月19日までに出してください。また、できるだけ、ごみ集積箱の近くにまとめて出してください。11月20日以降は、基本的に通常の収集体制となります。

また、被災家屋の解体などで大量のごみが発生する場合は、環境整備課へ連絡をお願いします。

します。

農業災害など

農地、農業用施設の災害復旧

市役所2階農政課 ☎22-3321

現在、水田やため池、水路、農道の被害を調査中です。報告漏れがありましたら、各地区の農会長へ連絡してください。

火災共済加入者への見舞金

市役所2階農政課 ☎22-3321

農業共済の火災共済に加入している人で、床上浸水以上の被害を受けた人は、農政課へ連絡してください。

水道事業所からのお知らせ

水道事業所 ☎22-3321

水道は、10月30日から市内全域で給水を再開しています。

断水により大変ご迷惑をおかけしました。深くお詫び申しあげます。

応急に各給水所で配ったパック入りの水については、配布から時間が経過しているため、廃棄してください。

また、警察も広報などで呼びかけています、悪徳商法にもご注意ください。

住民票などの発行業務の延長

市役所1階市民課 ☎22-3321

- ▷ 住民票の写し
- ▷ 印鑑証明・登録
- ▷ 戸籍証明
- ▷ 住民票異動届けは、11月15日まで時間延長して受け付けします。

平 日 午後7時まで

土・日・祝日 午前9時～午後5時

災害義援金口座を開設しています。

金融機関名	三井住友銀行 洲本支店	郵便局
口座番号	普通預金 5115070	00930-5-1320
口座名	台風23号 洲本市義援金	台風23号 洲本市義援金
取扱期間	平成16年 12月30日まで	平成16年 12月30日まで

▷それぞれ振込（替）手数料は無料です。

▷三井住友銀行でATMでお振込いただく場合、時間帯により時間外手数料が必要です。

悪質商法にご用心！ 洲本警察署（☎22-0110）

過去の災害時には、被災した家屋の修繕など、悪質商法によるトラブルが多発しています。

災害に便乗した勧誘にくれぐれもご注意ください。

不審に思ったら契約する前に洲本警察署（☎22-0110）や市役所（☎22-3321）へ。

◆次回の情報は広報すもと11月号に掲載します。広報は町内会を通して配布するほか、各公民館や図書館などに設置しています。

**道路や橋りょう、河川、ため池など、異常を感じたら
洲本市災害対策本部（☎22-3321）へ。**